

議案第94号

令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する
訂正について

議案第91号令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の一部を次のように訂正する。

歳入歳出予算補正事項別明細書中、3歳出の4款保険事業費 1項保険事業費 2目疾病予防費を追加し、補正額の財源内訳欄の国庫支出金を「86千円」とし、一般財源を「△86千円」とし、1項保険事業費の補正額の財源内訳欄の計の欄について、国庫支出金を「△59千円」に、一般財源を「△203千円」に改める。

令和5年12月12日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第95号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月14日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	[略]	[略]	(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	[略]	[略]
[新設]			(1)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第4号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明す	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

						る戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 書の請求を行う場合における当該発行を 除く。)		
〔略〕				〔略〕				
(3) 戸籍法第12条の2において準用する 同法第10条第1項若しくは第10条の2第 1項若しくは第3項から第5項までの規 定若しくは同法第126条の規定に基づく除 かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又 は同法第120条第1項若しくは第126条の 規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製 された除かれた戸籍に記録されている事 項の全部若しくは一部を証明した書面の 交付</u>	〔略〕	〔略〕		(3) 戸籍法第12条の2において準用する 同法第10条第1項若しくは第10条の2第 1項若しくは第3項から第5項までの規 定若しくは同法第126条の規定に基づく除 かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又 は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項 若しくは第126条の規定に基づく除籍証明 書の交付</u>	〔略〕	〔略〕		
〔略〕				〔略〕				
〔新設〕				(4)の2 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定 に基づく除籍電子証明書提供用識別符号 の発行(情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律第7条第1項の規定に より同法第6条第1項に規定する電子情 報処理組織を使用する方法により除籍電 子証明書提供用識別符号の発行を行う場 合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求 が同項の規定により同項に規定する電子 情報処理組織を使用する方法により行わ れた場合に限る。)</u> における当該発行及び 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に 係る除籍電子証明書の請求を行う者が同 時に当該除籍電子証明書が証明する事項	除籍電子 証明書提 供用識別 符号の発 行手数料	除籍電子 証明書提 供用識別 符号1件 につき <u>700円</u>		

<p>(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p><u>と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p>		
<p>(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧に供する事務</p>	<p>戸籍法第48条第2項の書類の閲覧手数料</p>	<p>書類1件につき350円</p>	<p>(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。<u>次号において同じ。</u>）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>			<p>(6) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>戸籍法第48条第2項の書類の閲覧手数料</p>	<p>1件につき350円</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>					

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第96号

訴えの提起に関し議決を求めることについて

次のとおり、訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日

矢巾町長 高橋昌造

1 事件の名称

町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求事件

2 相手方

住所

氏名

3 事件の概要

別紙のとおり。

4 請求の要旨

相手方は、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に係る住宅（以下「本件町営住宅」という。）の家賃を1年半以上にわたり滞納し、本町の再三にわたる納付指導に応じないほか、正当な事由によらず半年以上、本件町営住宅を使用していない。このことから、矢巾町町営住宅等条例（平成9年矢巾町条例第32号。以下「条例」という。）第32条第1項の規定に基づく町営住宅の明渡し請求及び同条第3項の規定による金銭の支払い請求を行ったが、相手方はその後も本件町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いに応じないことから、訴えを提起するものである。

5 請求の内容

本件町営住宅の明渡し、滞納家賃、条例第32条第3項の規定により支払うべき金銭及び訴訟費用等

6 訴訟遂行の方針

(1) 裁判の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

(2) 訴訟において調停又は和解が適当であると認められる場合は、相当の条件でこれに応じるものとする。

別紙

事件の概要

- 1 本町は、相手方に対し、平成27年7月24日付けで町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に係る住宅（以下「本件町営住宅」という。）の入居を許可し、平成27年7月28日付けで町営住宅入居請書を徴取している。
- 2 本件町営住宅の家賃の支払いが滞ったため、本町は、相手方に対し、督促や催告等を行い、その後も再三にわたる納付指導を行ったにもかかわらず、未払の状況は改善されなかった。
- 3 本町は、相手方に対し、令和5年9月5日付けの最終催告書を令和5年9月6日に直接本件町営住宅へ送達し、令和5年9月29日までに滞納額を完納しない場合は、本件町営住宅の明渡しを請求する旨を通知したが、期限までに納付がなされなかった。
- 4 本町は、令和5年10月6日付けで相手方に対し、町営住宅明渡し請求書を内容証明郵便にて送付したが、令和5年10月15日に受取人不在で返送されたため、令和5年10月17日に直接本件町営住宅へ送達し、令和5年10月31日までに明け渡すよう請求した。
- 5 しかしながら、相手方から、期限までに本件町営住宅の明渡しがなされず、滞納家賃も未納であるため、本件町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求の訴えを提起するものである。

令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度矢巾町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161,470千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,660,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,903,116	155,229	2,058,345
	2 国庫補助金	707,383	155,229	862,612
15 県支出金		1,068,465	5,600	1,074,065
	2 県補助金	443,061	5,600	448,661
18 繰入金		716,686	641	717,327
	2 基金繰入金	678,753	641	679,394
補正されなかった款項にかかる金額		8,811,058		8,811,058
歳入合計		12,499,325	161,470	12,660,795

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		4,340,229	160,829	4,501,058
	1 社会福祉費	2,257,210	160,829	2,418,039
8 土木費		1,437,763	641	1,438,404
	2 道路橋梁費	829,597	641	830,238
補正されなかった款項にかかる金額		6,721,333		6,721,333
歳出合計		12,499,325	161,470	12,660,795

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,895,939		3,895,939
2 地 方 譲 与 税	167,902		167,902
3 利 子 割 交 付 金	961		961
4 配 当 割 交 付 金	10,341		10,341
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,269		6,269
6 法 人 事 業 税 交 付 金	59,180		59,180
7 地 方 消 費 税 交 付 金	732,186		732,186
8 環 境 性 能 割 交 付 金	9,002		9,002
9 地 方 特 例 交 付 金	30,024		30,024
10 地 方 交 付 税	2,136,562		2,136,562
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,295		4,295
12 分 担 金 及 び 負 担 金	137,830		137,830
13 使 用 料 及 び 手 数 料	76,895		76,895
14 国 庫 支 出 金	1,903,116	155,229	2,058,345
15 県 支 出 金	1,068,465	5,600	1,074,065
16 財 産 収 入	25,969		25,969
17 寄 附 金	436,623		436,623
18 繰 入 金	716,686	641	717,327
19 繰 越 金	531,262		531,262
20 諸 収 入	74,719		74,719
21 町 債	475,099		475,099
歳 入 合 計	12,499,325	161,470	12,660,795

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議 会 費	132,032		132,032					
2 総 務 費	1,982,133		1,982,133					
3 民 生 費	4,340,229	160,829	4,501,058	160,829				
4 衛 生 費	1,056,840		1,056,840					
5 労 働 費	26,678		26,678					
6 農 林 水 産 業 費	620,696		620,696					
7 商 工 費	152,921		152,921					
8 土 木 費	1,437,763	641	1,438,404					641
9 消 防 費	403,996		403,996					
10 教 育 費	1,009,716		1,009,716					
11 災 害 復 旧 費	59,132		59,132					
12 公 債 費	1,268,188		1,268,188					
13 諸 支 出 金	1		1					
14 予 備 費	9,000		9,000					
歳 出 合 計	12,499,325	161,470	12,660,795	160,829				641

歳

入

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	218,104	155,229	373,333	1 地方創生推進交付金	155,229	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増 155,229
計	707,383	155,229	862,612			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	208,491	5,600	214,091	1 社会福祉費補助金	5,600	生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金 5,600
計	443,061	5,600	448,661			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	617,779	641	618,420	1 財政調整基金繰入金	641	財政調整基金繰入金の増 641
計	678,753	641	679,394			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	484,290	160,829	645,119	160,829				10 需 用 費	113	◎住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業の増 149,388 ○住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業の増 149,388 消耗品費 6 印刷製本費 53 通信運搬費 229 住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付費 149,100 ◎生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金支給事業 11,441 ○生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金支給事業 11,441 消耗品費 6 印刷製本費 48 通信運搬費 187 生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金 11,200
								11 役 務 費	416	
								19 扶 助 費	160,300	
計	2,257,210	160,829	2,418,039	160,829						

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁 総務費	92,797	641	93,438					1 報 酬	633	◎道路橋梁総務事業の増 641 ○道路橋梁総務事業の増 641 会計年度任用職員報酬 633 費用弁償 8
								8 旅 費	8	
計	829,597	641	830,238							

発議案第8号

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取り組みを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第14条の規定により提出する。

令和5年12月14日

矢巾町議会議長 廣田清実様

提出者	矢巾町議会議員	高橋安子
賛成者	〃	赤丸秀雄
〃	〃	高橋敬太
〃	〃	ササキマサヒロ
〃	〃	齊藤勝浩

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な 休戦に向けた取り組みを求める意見書

10月7日ハマスによる攻撃に端を発したイスラエルによる大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況はきわめて深刻な危機に直面しています。

空と陸、海からの大規模攻撃、電気、水、食料、医薬品の供給が妨げられるなかでの攻撃により多くの住人、子どもに犠牲者が生じております。

この悲惨な状況を一刻も早く改善するために、国として以下について尽力されるよう強く求めます。

記

- 1 即時かつ持続的な休戦を求める一層の外交努力
- 2 国際法、国際人道法の遵守を求める一層の外交努力
- 3 人道支援物資の供給を通じた状況の改善
- 4 即時人質の解放に向けた外交努力

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月14日

内閣総理大臣				殿
総務大臣				殿
外務大臣				殿
衆議院議長				殿
参議院議長				殿
県選出国會議員				
衆議院議員	階		猛	殿
〃	鈴木	俊一		殿
〃	藤原	崇		殿
〃	小沢	一郎		殿
参議院議員	横澤	高德		殿
〃	広瀬	めぐみ		殿

岩手県紫波郡矢巾町議会
議長 廣田清実

令和5年12月14日

矢巾町議会議長 廣田清実様

矢巾町議会運営委員会
委員長 村松信一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、矢巾町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
本会議の会期日程等議会運営に関する事項
- 2 期 限
次期定例会まで

令和5年12月14日

矢巾町議会議長 廣田清実様

矢巾町議会広報広聴常任委員会
委員長 藤原信悦

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、矢巾町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
議会の広報に関する調査、編集及び発行に関する事項
- 2 期 限
次期定例会まで

令和5年12月14日

矢巾町議会議長 廣田清実様

第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会
委員長 谷上知子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、矢巾町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

第8次矢巾町総合計画策定に関する調査、研究に関する事項

2 期 限

次期定例会まで